

# 回 答 書

令和3年5月31日

小松島市都市整備部建設管理課

## 建設行政に関するご意見について

下記のとおり回答します。

整理 番号	ご意見の内容	回 答
1	<p>(水道施設工事)に係る格付け点数の審査について 主観的事項の審査 ISO認定取得評点でISO、及びエコアクションと加えていただく様、度々陳情を重ねておりますが、環境省認定のエコアクションを加えていただけない理由を説明をお願いします。 県、及び他はISO、エコアクションは同等の加点となっております。 市の格付審査の基準では、エコアクションはISOより劣っていると思われるからですか。 県も市も総合評価落札方式審査では、同等に評価されています。</p>	<p>エコアクションについては、これまで土木一式工事や建築一式工事などの総合評価落札方式による一般競争入札で評価しておりますが、水道施設工事については、令和2年度に総合評価落札方式による一般競争入札を実施し、評価しました。 これにより、等級がAの業者については、概ね取得状況が確認できますが、他の等級の取得状況が把握できておりません。 このことから、格付けにあたっての公平性を図るため、まずは全業者のエコアクションの取得状況の調査を行い、取得状況を見極めながら検討していきたいと考えています。</p>
2	<p>低入札調査についての確認資料明細の明示がない。</p>	<p>入札公告時に、小松島市ホームページに掲載予定です。</p>
3	<p>減点措置対象期間は、基本は工期という考え方でですか。その場合、誰が工期を決定するのですか。</p>	<p>低入札による減点措置の対象となる期間は、当該工事における契約工期又は標準工事日数を基に設定します。 なお、減点措置の詳細については、小松島市総合評価落札方式の実施方針に定めます。(小松島市ホームページに改定したものを公表する予定です。)</p>
4	<p>低入札ペナルティー減点について 単体とJVはどうなるのか。</p>	<p>低入札による減点措置については、施工形態に関わらず減点となります。なお、減点対象者が特定建設工事共同企業体を構成する場合は、構成員の中に減点対象者がいる場合には、最も減点措置の大きい者に対する減点を適用します。 詳細については、入札公告や総合評価に関する事項等に明示します。</p>
5	<p>総合評価落札方式の内の(地理的条件)地域精通度について 地域精通度の配点について、小松島市内に本店があるものは10点、小松島市内に営業所があるものは7点等になっています。又、小松島市建設工事請負業者選定要綱第3条2の業者は、市内業者と格付けする事になっています。 徳島県は小松島地区の工事について小松島市の地域と認定した業者は、本店が小松島市内・市外でも同じ10点の配点です。(予定価格が7,000万円以下は小松島市を2つの地域に分けている。) 上記によって小松島市内に本店がなくても、小松島市内業者として格付けした業者も、地域精通度の配点は市内業者として10点が妥当です。</p>	<p>地域精通度については、地域内実働拠点の有無により、当該企業の地域における社会性や信頼性のほか、地域に精通した企業が地域の施設を一体的に現場対応することができ、迅速かつ効率的な対応が可能となることを評価しています。</p>

6	<p>予定価格、建築工事以外を5,000万円から3,500万円に引き下げる予定は、総合評価落札方式の場合は入札参加業者が少なくなるため、今まで通りに予定価格が5,000万円以上が妥当です。</p>	<p>一般競争入札(総合評価落札方式)の対象金額の引き下げについては、公共工事の品質確保をより一層図るため、令和3年度の格付けを改正します。</p>
7	<p>もともと特定共同企業体の対象工事金額は2億円以上ではないですか。</p>	<p>本市における特定建設工事企業体の対象工事は、小松島市建設工事共同企業体取扱要綱第3条第1号において原則5億円以上と定めていましたが、公共工事の品質確保をより一層図るため、2億円以上に改正します。</p>
8	<p>平成30年5月21日開示された「工事成績評定の運用に係る説明会」の議事録要約内にあるその他の項目の  (意見) 格付けランク毎に、入札機会が均等になるよう配慮するべきではないか。  (回答) 工事現場ごとに適切に積算しているため、ランクに応じた積算金額にすることは困難と考えている。  と回答しているながら、昨年度の土木工事発注においてAランクに発注されたが入札が成立しなかった物件において、施工延長を減らすことにより予定価格を減額してBランクに入札をかけるということが行われた。ただ、設計書に不備があったため入札は取り消されたが、前回の回答と矛盾することが行われている。  このように積算金額はどのようにでも合わせることができるのでないか。また、地元の建設企業を育てるという観点からもAランク業者ばかりに発注するのではなく、その他のランクにも入札機会が均等になるように配慮していただきたい。</p>	<p>「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書により、適切に積算しています。  また、令和3年度の格付けについては、地元企業の育成、受注機会の拡大などの観点により、改正します。</p>
9	<p>入札、契約及び工事に関する説明会並びに意見交換会について、対面によるものに限らず今回のような形でも構わないので定期的な開催をお願いしたい。</p>	<p>今後においても、様々な方法により、お寄せいただいたご意見やご要望を参考に、建設産業の健全な発展に寄与できるよう努めます。</p>